

# フランスにおける 書籍の価格規制と反アマゾン法

弁護士  
永澤亜季子

フランスにおける電子書籍が全書籍売上げに占める割合は約2.1%、北米や他のヨーロッパ諸国、特にイギリスや北欧諸国に比べ大きな遅れをとっているが、その理由の一つには書籍の再販価格維持制度が電子書籍にも適用されているため、電子書籍の値段が高く設定されていることがある。フランスの出版社から出版されているフランス語の電子書籍の値段は紙の書籍の値段とほぼ変わらない。

フランスでは2014年7月、オンラインのみで書籍の販売を行う業者を1981年以降認められていた定価5%の値引きの適用から除外する「反アマゾン法」と呼ばれる法律を制定したが、EU競争法の規定に違反するこれらのフランスの制度は今後欧州司法裁判所により取り消される可能性があり、実施において先の見通しが不透明となっている。

## フランスにおける書籍の再販制度

フランスで書籍の再販価格維持制度を確立させたのは1981年8月10日の法律で、以下の規定を枠組みとしている。

- ① すべての出版社は書籍の定価を設定する。
- ② 小売業者は出版社が設定する書籍の定価の5%まで値引きを行うことができる。
- ③ 書籍には必ず定価が明記されなければならない。
- ④ 小売業者は2年以上前に出版されかつ入荷から6カ月以上経過した書籍については、定価の5%以上の値引きを行うことができる。
- ⑤ 小売業者は景品を付けて書籍を販売してはならない。

この書籍再販制度は、フランス国内で小売業者間での書籍の価格競争を防止し、独立系書店における書籍の販売を維持するのに効果を発揮し、その後いくつかのヨーロッパの国における書籍再販法制のモデルとなった（オーストリア2000年法、ポルトガル1996年法、ギリシャ1997年法、イタリア2005年法、オランダ2005年法など）。

## 書籍再販制度の電子書籍への適用

2000年代後半、フランスでも電子書籍の販売が増加する中で、フランスの出版社と書店から政府に対し、電子書籍を書籍に準じて再販制度を適用し、アマゾンやアップルなどの巨大業者による価格破壊を防止することが求められるようになった。2008年から約3年にわたる審議の後、1981年法の規定に倣い電子書籍の定価決定を義務づける法律が2011年5月26日に制定されたが、フランスの電子書籍再販制度の問題は、特にその適用範囲である。

2011年法が制定された理由は大規模なオンライン書店による廉価な電子書籍の販売を防止してフランスの書店による書籍の販売を保護することであったが、この目的を達成するためには国外の小売業者にも電子書籍の再販制度を適用させることが不可欠だった。そのため2011年法は「フランスの消費者向けに電子書籍を販売する小売業者は、フランスの電子書籍の出版社が決定する定価で電子書籍を販売しなければならない」と規定したが、このようにフランスの出版社が海外の小売業者に電子書籍の定価を押し付けることがEU競争法の原則に反するのではないかが大きな問題となった。

この点、フランス政府から2011年法案の通知を受けた欧州委員会は「同法3条の規定とその目的であるフランスの書店による書籍の販売の保護は公益上の必要性に欠け、自由経済を制限する必要性と均衡の原則を満たしていない」という留保を示しており、将来たとえばアマゾンが2011年法に違反してフランスの出版社の電子書籍を定価以下の値段で販売しフランスの出版社が裁判所に提訴した場合、先行判決を行う欧州司法裁判所の支持は得られず、実際に違反した小売業者を制裁することは不可能となるとみなされている。

## オンライン書店の書籍の5%の値引きと無料配送の禁止

2000年代、オンライン書店が次第に普及する中、

1981年法の適用上小売業者が書籍の送料を無料とすることが同法で禁止されている景品付きの書籍販売にあたらなかが一時問題となったが、フランス最高裁判所は2008年5月書籍の売主がその契約義務を履行する費用を負担することは景品付販売にあたらないと判示し、以後オンライン書店による無料配送サービスの合法性が確立していた。

しかしその後2010年代になりフランスでは書店の倒産が相次ぐ中で、小売業者に書籍の無料配送と定価の5%の値引き両方の適用を禁止すべきであるという議論が高まり、書籍の送料を書籍の販売価格に上乗せするための1981年法の改正法案が2013年6月に提出され、2014年6月に上院の全会一致で可決されたのち同年7月8日に公布された。「反アマゾン法」と呼ばれるこの法律は単に書籍の無料配送と定価の5%の値引き両方の適用を禁止するだけでなく、特にアマゾン社を1981年法の5%の値引きの適用から排除する一方でフランスのオンライン書店を保護するために、1981年法に以下の条項を加えた：「書籍が買主に配送され、小売業者の店頭で受け取られない場合には、書籍の販売価格は出版社または輸入業者が設定する価格とする。小売業者は送料から書籍の定価の5%を値引きすることができるが、送料を無料とすることはできない」。

同法の適用により、アマゾン社は書籍をすべて定価で販売し、かつ配送料を価格に上乗せする義務を負うこととなったが、欧州委員会は、その意見書の中で「他の加盟国に所在するオンライン書店の営業活動の自由を制限する規定はその目的に照らして適当性を欠き、均衡の原則を満たしていない」という立場を示しており、先述した2011年の電子書籍の再販制度に関する法律と同様、今後仮にアマゾン社が2014年法の規定に違反して書籍の定価の5%の値引きを再開した場合には、実際の制裁は不可能となる可能性が高いとされている。